

第 4 8 0 回（定例）福崎町議会会議録

平成 3 0 年 9 月 2 7 日（木）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 3 0 年 9 月 2 7 日、第 4 8 0 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	松 岡 秀 人	8 番	山 口 純
2 番	柴 田 幹 夫	9 番	牛 尾 雅 一
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	北 山 孝 彦	1 1 番	小 林 博
5 番	前 川 裕 量	1 2 番	石 野 光 市
6 番	河 嶋 重 一 郎	1 3 番	城 谷 英 之
7 番	木 村 い づ み	1 4 番	高 井 國 年

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	上下水道事業管理者	近 藤 博 之
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	福 永 聡
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	岩 木 秀 人
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長 日程第1は、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可をいたします。
5番目の質問者は、石野光市議員であります。
質問の項目は
1、防災・減災について
2、学校教育について
3、給食センターについて
4、総合計画について
5、交通安全について
以上、石野議員。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。
第1の項目は防災・減災についてであります。

本年6月18日、午前7時58分ごろ、大阪府北部を震源として発生した地震で、登校途中の女子児童が地震により倒壊したブロック塀により亡くなるという痛ましい事態が起きました。全国的に学校・公共施設は、点検と不具合箇所の改善が行われ、さらに民間施設、個人住宅を含め、現在のブロック造等の基準に満たないものについて撤去、もしくは基準に合った物への改造、軽量フェンスへの更新などが奨励されています。地震等での塀の倒壊で人身事故や物損事故が起こった際には、塀の所有者に賠償責任が問われる例もあるようです。

兵庫県では7月23日、大阪北部を中心とした地震を受け、コンクリートブロック塀のチェックポイントに基づく安全点検を行い、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等、補修・撤去等を行うよう呼びかけています。さらに県は新たに制度を設け、既設のブロック塀等についての相談窓口を設け、道路に面したブロック塀について個人住宅、民間の社会福祉施設が所有するもののうち、建築基準法に不適合となったもの、市町が危険だと判断したものについてブロック塀の撤去費用の3分の2を上限20万円、民間の社会福祉施設には上限160万円として助成する制度の創設を発表し、各市町にこの制度の活用を呼びかけていると報じられました。

災害に強いまちづくり、減災を進める上で、こうした危険を取り除く取り組みは重要と考えるものであり、住民の皆様にもこうした情報を積極的に伝え、周知を図るとともに、この県制度を当町でも町単独で行うよりはるかに町負担、個人負担ともに少なく実施できるものであり、活用すべきものとするものですが、いかがでしょうか。この県制度の実施期間や具体的な内容についてもあわせて説明を求めるものです。

まちづくり課長 7月23日に県から記者発表がございまして、新聞報道では兵庫県は道路に面し、危険と判断された住宅のブロック塀を撤去する所有者に対しまして、費用の3分の2を上限20万円まで補助する制度を創設すると発表したとあります。県では9月の県議会で補正予算の議決後に補助制度を開始すると聞いております。平成30年度の単年度事業でありまして、町も6分の1の随伴補助が必要となる見込みでして、事業主体につきましては市町となります。しかしながら、現在のところ、県から正式な通知はございませんし、町といたしましても予算措置が必要なこともございますので、実施については現在検討中でございます。

石野光市議員 実施期間については、県は30年度のみというふうにしているのでしょうか。
まちづくり課長 新聞報道等を見ますと10月5日に県議会の議決がありまして、その後に県は

要綱を整備しまして、３０年度、半年しかございませんけれども、３０年度単年度事業と聞いております。

石野光市議員 残された時間、３０年度ということになりますと、本当に数カ月というふうなことでござっておりますけれども、やはり町内でも通学路に面するブロック塀の点検も行われたようであります。やはりこの県の制度では通学路であるとなにかかわらず、とにかく道路に面したブロック塀について対象とするというふうな内容のようでございまして、本当に積極的に活用を求めているというふうに思います。本当に防災・減災という点で、非常に有効なものだというふうと考えております。

現行の町の産業活性化緊急支援事業、いわゆる住宅改修助成制度を用いても、費用２０万円以上の工事で８％、８万円以内の助成を受けることができると考えますが、県制度のほうが住宅所有者にとってはるかに有利に塀の除去はできますが、除去した後、かわりに軽量フェンスを設置したいという場合には、この工事費が２０万円を超えれば、この町の制度の対象になるということでしょうか。

地域振興課長 産業活性化緊急支援事業として、フェンスの設置等の防犯機能の付与及び強化のための工事も対象工事としておりますが、そのほかにも補助対象者や対象住宅、施工業者などの要件もありますので、補助金の活用を検討されている方には事前確認をお願いしているところでございます。

石野光市議員 着工前に見積書でありますとか、見積業者について可否をやはり町に申請する以前に確認していただくということは当然必要なことだというふうに思いますし、そうした周知も以前にも行われておりましたけれども、こうした今、塀の撤去あるいはつくり直し、軽量フェンスへの切り替えというふうなことを検討されている方も町内にもいらっしゃるようでありますから、こうした時期を捉えて、そうした周知も図っていただけたらというふうに思います。

期間が限られている事業であれば、なお活用しやすいように、町としての周知や制度の充実、役場窓口での問い合わせや相談に答えられるよう対応を望むものですが、これについてはまだ町として県の制度に随伴というんでしょうか、共同事業として取り組んでいくかどうか、まだ決定をされていないようですが、もし取り組んでいくというふうになりましたら、今、県の窓口として福崎町は中播磨県民センターに電話で問い合わせるようというふうに指定をされているようでありますが、制度を活用するというふうになれば、町が窓口となっていていろいろな相談にも乗っていただけたらということでしょうか。

まちづくり課長 町としまして取り組むと決定した場合には、町が事業主体となりますので、相談や補助金の申請を町のほうで受付をいたします。

石野光市議員 繰り返しになりますが、積極的な検討を求めているというふうに思います。

学校教育について、お尋ねをいたします。

９月６日、文部科学省は児童生徒の携行品に係る配慮についてと題する事務連絡を全国の各教育委員会等に行ったことが報じられています。これは、小中学校の児童生徒のランドセル、通学かばん、ナップザック等が重くなり過ぎ、登下校の際の負担が過重となり、身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や、保護者等からの配慮を求める声が寄せられていることから、適切な配慮を要請するというものであります。

今年６月に松平浩一衆議院議員が行った質問主意書等、これに対する安倍内閣政府の答弁書からこの問題についての要点を挙げますと、「近年、学習内容の

増加に伴い、小中学校の教科書のページ数が増加し、その重量も増加しています。業界最大手の東京書籍株式会社によりますと、約40年前に使われていた小学3年生の国語・算数・理科・社会の同社教科書の重さは計約990グラムであったのに対し、現行版では計約2,150グラムになるとのことです。教科書の大きさやページ数などは、かつて国の教科書検定の細則で決められていましたが、同細則は1989年に廃止になっています。その後も一般社団法人教科書協会が業界ルールを目安を設けていましたが、公正取引委員会から排除勧告がなされた後、2002年発行の教科書からは大きさ、ページ数、カラーの分量などが完全に自由になり、より大きく見やすくの流れが一気に加速し、紙質も変わったと言われております。現在の教科書の過度な重量化を是正するためには、教科書協会等により教科書の大きさやページ数について、一定の従うべき基準が定められることも必要ではないか。一般論としてこのように児童の健康や安全を目的とする場合、独占禁止法第8条第4号にいう構成事業者（一部略）の機能または活動を不当に制限することには該当しないのではないか。このような教科書の重量化にもかかわらず、学校に教科書を置いて帰る、いわゆる置き勉を禁止する学校は多い。置き勉について公的なルールはないが、文部科学省は教科書を持ち帰るかどうかは各学校の判断。ただ、体の小さい低学年に対しては、状況を見きわめて判断してほしいとしている。」と伝えられています。

長年の慣行となってしまう置き勉禁止について、各学校における自主的な対応では限界があると思われる。置き勉の容認について政府が統一的な指針を策定し、あわせて具体的対応に係る必要な支援等も行うべきと考えるが、政府の見解と取り組みを示されたい。

これに対する政府の答弁書は、要旨、次のようなものです。「ご指摘の小学校及び中学校の教科書については、おおむねページ数が増加し、判型が大判化する傾向にあると認識しているものの、教科書は民間が創意工夫を生かして著作編集を行うものであることから、現時点において教科書の重量を制限することは考えていない。また、一般に授業で用いる教科書その他の教材について、どのような教材を持ち帰らせ、どのような教材を置いて帰らせるかについては、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などの実態を考慮し、各学校において適切に判断すべき事柄であることから、文部科学省において、各教育委員会等に対し、各学校において適切な指導が行われるよう、様々な機会を捉え、周知に努めてまいりたい。ご指摘の教科書の大きさやページ数について一定の従うべき基準を定めることが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法第8条第4号に規定する行為に該当するか否かは個別具体的な事情により判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。」というものです。

通知のいわゆる事務連絡という形ではありますが、文部科学省の文書の内容としては、具体的な対応については各学校での保護者等とも連携し、学校に置くこととする教科書や教材等について検討し、通学の際のランドセル等が過重とならないよう配慮することを要請するというものと考えますが、いかがでしょうか。工夫例として1日に多くの教材を持ってきたり持ち帰ったりすることを避ける取り組み、日常的に学校に置いておく物をリストアップして、年度当初に児童生徒に周知する。盗難防止に各教室の施錠を放課後行う等が紹介されています。教科書が以前と比較して大型のサイズとなり、相当、小学校低学年でもランドセルが重くなっていること。水筒を持参することが普通に求められてい

ることなどが一般的に挙げられています。現行どおり学校に教材を置くことを原則認めないということであれば、広く指摘されている過重負担の改善が進まないこととなります。教科書のサイズを以前の大きさのものに戻すことも、いわゆる今の申し上げました質問指標にありましたけれども、政府の対応はそういう形でありました。

しかし、引き続き、こうした問題についての要請、意見は当町の教育委員会としても上げていただきたいというようにも思うものですが、当面の改善策はそれとともに急がなければならないと思います。ぜひ、事務連絡の通知にあるように保護者等とも連携し、さらに当事者の児童生徒への説明や意見を聞く取り組みも行いながら、速やかに改善が図れることを強く願うものですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 現在のところ、重さや大きさに児童生徒の負担になっている習字セット、絵の具、鍵盤ハーモニカ、社会科の資料集や辞書などは、勉強道具を学校に置いておくというような観点でもほぼ認めておるところでございます。また、長期休業中や課題で必要な場合には、学期末等で持ち帰りが集中しないように分散して計画的に持ち帰るような具体的な指導も教師からしているところでございます。

また、保護者の連携という点では、栽培プランターや夏季休業中の工作などは、懇談会や運動会等の機会を利用して、保護者にも持ち帰っていただくなどのご協力もお願いをしているところでございます。

そのような中、このたびの文部科学省の通知は、一定の工夫や配慮を求めるというものでございます。国レベルでの根本的な取り組みでございますとか、あと、施設的な鍵、スペースなどの課題もあるかと思いますが、児童生徒の負担をできる限り軽減し、かつ学習効果も上げられるよう、そして児童生徒の幸せにつながるよう通知に沿った検討を学校と連携して考えてまいります。

石野光市議員 今も既に一定の配慮といいますか、対応は行っているという内容だったかと思うんです。実際に紹介しました質問主意書の中でもありましたように、小学校3年生の4教科で以前40年前は990グラムが、今は2,150グラム。4教科だけでこれだけの重さになっておりますから、3年生から、4年、5年、6年というふうに学年が上がれば上がるほど重たくなってしまいうし、また1年生、2年生ということになれば、教科は少なくとも子どもの体が小さいという関係で、やはり過重負担ということも生まれてしまうと。根本的な対策が何といっても欠かせないというふうにも私も思っております。そうした面での意見を上げていただくということも本当に大事だと思います。

と同時に、できる限りの工夫なり対応について図っていかなければ、この問題、実際に日々学校に通学されている小中学生の保護者の方などからも、通学路が遠くなると本当に深刻であるというふうな話も聞いたりしております。本当に発育期の、成長期の児童生徒の姿勢やら、本当に背中が痛くなる、腰痛が起こる等々のことが全国的に生まれているということで、社会問題ともなっております。

取り組みを進めている例も事務連絡の中でも紹介をされておりますけれども、一層こうした内容についても保護者や児童生徒にも説明しながら改善が図られるよう強く望むものですが、改めてこの点についてはいかがでしょうか。

学校教育課長 先ほど議員のほうから小学校の低学年等とのお話もいただいたところでございますが、我々もこの件について検討する中で、中学校におきましても教科書や副教材の大判化、ページ数の増加が著しいというようなことも認識をしている

ところでございます。それらの点も踏まえまして、我々としてやれることについてはすぐ検討ができることでございます。既に学校のほうでもそれぞれ検討をいただいているところでございますので、進めてまいりたいと考えております。

石野光市議員 現実に教科書がページ数が増え、大判化して重くなっているという問題について、私自身の考え方といいますか、年配の方はよくわかると思うんですけども、新聞紙などは昔は一部が同じページ数でも大変重たかったけれども、今は新聞も薄くなって、大変軽量化が図られております。読みやすさという点について何ら遜色もないわけでありまして、日本のそういう印刷技術、紙の技術でこうした問題は本当に改善できる内容であると思いますし、とにかくページ数の制限よりも、とにかく重さが重くならないように、分冊化というふうなことも以前行われていたのが統合化されているというふうな声もよく聞くわけがあります。本当にその根本的な改善を求めつつ、実際に子どもが教科書等を一定学校に置いて帰るということについての認める方向での取り組みも支障のない範囲で検討いただけたらというふうに思うところであります。

続いて、給食センターについてお尋ねいたします。

6月15日、給食センターでの異物混入として羽虫の混入が発生しています。検収口、下処理室の扉の間、配送口での虫の混入を防止するというエアカーテンの機能の充実を図る取り組みなどは検討できないか。強風時はともかく、扉の開く際には風に乗って羽虫等が侵入することを防ぐ有効な機能の充実を図ることについての考え方はいかがでしょうか。

学校教育課長 エアカーテンの風量増及びビニールカーテンの設置による開口部の縮小、また開口時間の減ということを現在検討しております。それらによりまして、機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

石野光市議員 異物混入の虫の問題でいいますと、とにかく給食センターの建屋内に虫を侵入させないということが本当に肝心であるというふうに思います。それを防ぐ機能が一層強化されて、本当にこれがなかなか難しい課題ではあると思いますが、最善の取り組み、いわゆる他の給食センターでの進んだ取り組みの例なども常に参考にしながら改善が図られるよう強く望んでおきます。今、検討しているということありますので、効果が上がることを期待しております。

総合計画についてお尋ねいたします。

平成29年3月28日制定の福崎町開発事業等調整条例は、県条例の対象とならない5,000平方メートル以下のソーラー発電設備の設置等にも開発者による住民自治会への事前説明等を求めるという内容で、当時からこうした条例の必要性を訴えていたものとして、第1条で「この条例は（一部略）、開発事業等に関し、町開発事業者及び町民の相互の理解と協力を促進するため、開発調整に関する基準、手続及びその他必要な事項を定め、総合的な調整を行うことにより、適正な土地利用の推進を図り、地域の特性に応じた良好な地域環境の形成を図るとともに、安全で機能的なまちづくりを推進することを目的とする。」としており、この条例制定の際の議案説明の際にもそうした積極的な住民の該当の開発に対する意見表明や要望を開発者に伝えられるという特徴は意義あるものと確信しています。この条例がそれにふさわしく総合計画の案においても位置づけられるよう要望するものですが、いかがでしょうか。

企画財政課長 この開発事業等調整条例は、議員言われますように大変意義のある条例だと思っております。

総合計画の案においても位置づけされてはどうかということですが、議員ご承

知のとおり、条例等は町が政策課題を解決したり、政策目標を実現するために議会の議決を経て制定されるもので、この条例につきましても当然今後も町はそのルールに従って事務事業を、町民、開発事業者もそのルールに従ってその責務を果たさなければならないということは言うまでもありません。そういう意味合いから総合計画におきます町の取り組み、施策や目標としての位置づけにつきましてもは記載できかねますが、この条例における目的であります町開発事業者及び町民の相互理解と協力の促進、それぞれの責務であります情報の提供や共有の面では、基本計画の第1章地域づくり行政の情報の提供と共有の促進の現状と課題のところでは記載できないかどうか、前向きに検討させていただきます。

石野光市議員 いわゆる住民の意見を開発業者にも伝えられるし、開発業者はそれに対する回答を行うということ、そうしたことが町も関与して、単に自治会と開発業者だけのやりとりではなくて、町もそれについて見ていくという大変その点はすぐれた内容だというふうに思っております。そうしたことで、そうした性格が第三者が見てもそういうこの条例の積極的な部分が読み取れるような内容になればというふうに強く願っておるものであります。今、答弁がありましたので、そうした方向で記述をしていただくよう求めておきます。

交通安全についてお尋ねいたします。

町内には、自歩道、自転車通行できる歩道が設定されている歩道が幾つかあるようですが、具体的にどのような設定が行われているのでしょうか。

今日、広くアシスト機能としてバッテリー駆動による加速性能が付加された自転車も普及している状況もあり、また、免許証を返納した方がそうした乗り物、自転車を利用される例もこれからもあるかというふうに思います。そうしたことも踏まえてお尋ねをするわけであります。

近年では、警察、公安委員会では、自転車は軽車両として車道を走行することが基本であるということがテレビなどでもアナウンスをされる。極力、自歩道の設定を認めない方向であるかとも考えているところではあります。当町では自歩道の設定が行われていて、本当に車道の幅員というふうな道路構造の問題もあったりして、自転車の安全も守らなければならないという中で進んでいるというふうには認識をしております。

ただ、自転車が歩道を走行することの歩行者への危険と、歩道を自動車が横断する場面が店舗入口や狭い細い道路との交差部で発生することで、自転車の安全性にも問題があるという2つの危険性が認められているようであります。しかし、ややもすると自転車に乗っている方は歩道を走っているということから、車の歩道への進入の場面があることに対して無警戒になりがちなようです。実際に車の運転者からは、意外に速い速度で歩道を自分の車に向かって接近してくる自転車を目撃する例が間々あるようです。右折で、特に夜間の雨降りなど店舗の駐車場や交差する狭い道路に進入しようとする場合が特に危険になるわけがあります。自転車に乗る小学生、中学生には、学校などでこうした点をしっかり啓発していただけるよう、また社会人、一般、高齢者にも同様の、また車を運転する方にも自転車、歩行者にも自歩道の町内での設定状況について、自歩道の区間が見てわかるような道路地図も作成していただければ、必要に応じて閲覧・配布して注意喚起につながるものと考えているのですが、いかがでしょうか。

住民生活課長 議員言われましたとおり、自転車につきましても道路交通法上は軽車両に分類されまして、基本的には車道の左側を通行しなければならないこととなっております。

りますが、自転車通行可の道路標識がある場合は、歩道を通行することができるとなっております。

町内の道路で歩道のあるところにつきましては、ほとんどが自転車通行可の自歩道となっておりますので、自歩道の道路地図は必要はないかと考えております。小中学校の生徒を初め、自転車に乗られる方への細い道路との交差点や店舗出入口での危険性の認識も当然必要なことではございますし、一方、車のドライバーの方につきましては、歩道を横断する際には一旦停止をして、最後確認する必要もありますので、そういった意識の徹底も必要かというふうに考えております。

石野光市議員 自転車の性能というんでしょうか、スピードが容易に出やすいアシスト機能がありますとか、若い方などは特にアシスト機能などなくても十分スピードが出てしまうという中で、自歩道での特に走行において、自転車が速度超過にならないような啓発でありますとか、また車のドライバーに対して町内では自歩道が一般的になっているということも広く伝えていただいて、一方で、自転車は軽車両だから車道を走るんだというふうなアナウンスが行われている一方で、町内では特にそうした事情のもとで歩道を自転車を走行することは認められているということも広く繰り返し啓発していただくよう改めてこの点についても求めておきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

住民生活課長 当然、そういった自転車に乗られる方の歩行者の方への配慮、それから歩道を走っていても当然車両との危険性の認識と、そういったところにつきましては当然注意のほうはしていきたいというふうには思っております。

石野光市議員 一般にドライバーの方は、免許証の更新等で警察署などで講習も受けられるというふうに思います。警察のほうでも交通安全のためにさまざまな情報提供が行われているようでありまして、特にこの福崎町ではそうした道路事情になっているというふうなことも改めてお伝えいただきますよう、町からも警察署のほうへも要望していただければというふうに思うところであります。いかがでしょうか。

住民生活課長 警察のほうにもそういった形では要望させていただきます。

石野光市議員 一層、安全で暮らしやすいまちづくりというふうに進んでいきますように、一層のご精励をお願いして、一般質問を終わります。

議長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。

次、6番目の質問者は、富田昭市議員であります。

質問の項目は

- 1、予防接種の必要性について
- 2、社会的孤立に立ち向かう効果ある高い取り組みは
- 3、未婚のひとり親世帯の寡婦控除「みなし適用」について
- 4、小・中学生の登下校時の荷物と健康管理について
- 5、認知症予防対策の充実について

以上、富田議員。

富田昭市議員 議席ナンバー10番、富田でございます。先に提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、生活環境問題と健康・福祉の問題を取り上げ、先ほど議長が紹介してくれました5項目について順次質問をさせていただきます。

1点目の質問は、予防接種の必要性についてでございます。

今年は、ウイルス性の感染症である風疹が首都圏を中心に急増して、全国に流行が発生し始めている可能性が高いとの緊急情報を発表しており、当町の最も

有効な予防方法と住民に向けた抗体検査の費用の助成については、どのようになっているかのお尋ねするものでございます。

国立感染症研究所は8月21日に国内流行が発生し始めている可能性が高いことから、十分な警戒が必要であるというふうに言われております。感染は北海道や福岡でも確認をされておりまして、全国の現在の患者数は、これは8月15日現在ですけれども、139人となり、既に昨年の93人を大幅に上回っているわけでございます。ところがその後、国立感染症研究所は、9月4日に再度報告をされまして、8月26日には273人になったと報告して、わずか10日でもって134人が増え、倍近くに拡大し、昨年の同時期と比較いたしまして3倍の人が感染をしているわけでございます。これは1万400人を超す患者が確認された2013年の大流行の前兆によく似ていると、日本産婦人科の医師会が指摘されておりまして、さらに注意を呼びかけているものでございます。

このウイルス性の感染症であります風疹は、ご承知のことと思いますが、通常のインフルエンザの2～4倍も感染力が強いとされることから、せきやくしゃみなどの飛沫を受けまして空気感染でうつっていくものであります。症状は、発熱やリンパ腺の腫れなどでありましてけれども、自覚がない人も15から30%いまして、気がつかないまま感染が広がるケースがあり、注意をしなければいけないわけでございます。中でも注意しなければならないのは、妊婦や妊娠を希望する女性のいる家庭であります。妊娠初期の女性が感染しますと、赤ちゃんが難聴や白内障、そして心臓病などを伴う先天性風疹症候群になるおそれがあります。予防はマスクや手洗いだけでは不十分とされまして、ワクチン接種が最も有効な予防方法であると厚生労働省は注意を呼びかけているものでございます。

ただ、妊婦自身はワクチン接種を受けられないので、妊娠初期に受けた風疹に対する免疫の有無を調べるに抗体検査でもって抗体が少ないとわかった場合には、家族を初め、周囲の人が早目に摂取するなど、予防に努める必要がありますが、この場合のワクチン接種はどのようになっているかお尋ねをするものでございます。

健康福祉課長 福崎町におきましては、平成25年度から風疹ワクチン接種費用助成を行っております。この助成対象者につきましては、昭和39年4月2日から平成6年4月1日生まれの男女のうち、接種を希望される方と、それから先ほど議員おっしゃいました妊婦の同居家族の方になります。なお、風疹に罹患したことがある方、それから麻疹風疹、それから風疹ワクチンを2回接種済みの方及び妊娠中の方は対象外となつてございます。風疹ワクチンは2回接種することで95%以上の方が免疫を獲得できると言われております。

助成額につきましては、麻疹風疹混合ワクチンが7,500円、風疹ワクチンが5,000円で、いずれか1回のみの助成としております。生活保護世帯の方は接種費用の全額を助成しておるところでございます。

富田昭市議員 まだこれから妊娠の可能性のある女性があらかじめ抗体検査を受け、ワクチン接種の必要性があれば確実に済ませておきたいわけですが、この場合の助成制度はどのようになっていますか、その点ももう一度お願いします。

健康福祉課長 抗体検査の助成につきましては現在行っておりませんが、抗体の有無にかかわらず先ほど申し上げました対象者につきましては接種費用助成を利用いただくことができます。

富田昭市議員 また、妊婦やパートナーに向けた抗体検査の費用の助成を行っている自治体も

多くなっているのも事実であります。神奈川県では9月に風疹予防のイベントを開きまして、ワクチン接種歴がなく抗体検査を受けたことがない28歳以上の男女を対象に無料の抗体検査を実施しているわけでございます。こうした工夫は参考になると思います。

特に30歳から50歳台の男性ワクチン接種を受けていなかったり、事前に感染する機会が少なく、抗体の保有率が低いので国や地方の自治体は医療機関などと連携をしながら啓発活動を強化しながら接種率の向上に努めるべきであると考えますが、当町の見解をお尋ねするものでございます。

健康福祉課長 平成2年4月2日以降生まれの方につきましては2回ワクチンを受ける機会がございましたが、それより上の年齢の方は受けておられても1回、そして昭和54年4月1日以前に生まれた男性につきましては1回もその機会がなく、十分な免疫を持たれない方がおられます。さらに風疹ワクチンの接種率の上昇に伴いまして患者数が減り、自然感染する機会も減っておるところでございます。

現時点におきまして保健所等から注意喚起を受けているわけではございませんが、未来の赤ちゃんを守るためにも積極的な接種費用助成事業の利用勧奨を今後も進めていきたいと考えておるところでございます。

富田昭市議員 先ほども少し触れましたけれども、感染はすごいスピードでもって増え続けているわけでございます。今年の累計は昨年の3倍で、8月26日付でもって273人が感染をしていました。県別でもって申し上げますと、千葉県が84人、そして東京が72名、神奈川県で24人、埼玉県18人の順で、これら4都県でもって全体の7割を占めているわけでございます。ほかで多いのは広島県の10人と、愛知・福岡で9人、そして兵庫県と北海道で7人ずつというふうにこれも感染をしているわけでございます。そして、そのほかにも隠れ感染者が多くいるのではないのかというふうなことも心配をされているわけでございます。その後、私も関心がありましたのでテレビを見ておりましたら、9月21日のテレビニュースでもって風疹の牽制を呼びかけまして、現在は496人が風疹に感染し、昨年の5倍の速さでもって増え続けているので、注意を呼びかけていました。本当に日増しにどんどん増えているのが現在の風疹であります。

福崎におきましては、広報等で住民の皆さんにしっかりと伝えていただきながら、福崎町から感染者が出ないようにワクチン接種を呼びかけていただくなど、水際の対策をしていただくことをお願いいたしますけれども、その点はいかがでしょうかね。

健康福祉課長 現在のところ、風疹にかかれた方がおられるという情報は持っておりませんが、そういうことがないように先ほども申し上げましたように積極的な接種費用助成の利用勧奨、これを進めてまいりたいと考えております。

富田昭市議員 よろしく願いしておきまして、次に、2点目の質問は社会的孤立を解消するために必要な取り組みについてお尋ねをするものでございます。

高齢者になるにつれて外に出る機会が少なくなり、他者との接触がほとんどなく、周囲に頼れる人がいないなど社会的孤立でもって単身世帯の増加等に伴って顕在化しまして、健康への悪影響や生活困窮などを引き起こす要因ともなっています。このようなことから、先の通常国会でも困窮の原因として社会的孤立を明示した改正生活困窮者自立支援法が成立しまして対策を進めていく方向性が打ち出されたわけでございます。

福崎町におきましても、高齢化が進むにつれまして、これまで人々を結びつけてきた地縁とか血縁等にかわりまして、高度成長期には会社の縁、すなわち社縁がそれらの縁を吸収しながら一時期肥大化したわけでございます。しかし、

非正規雇用が増えていく中でおきまして、社縁も次第に衰退しまして、社会的孤立が広がっているのも事実でございます。現役世代では、非正規雇用だと職場との縁が薄いだけではなく、低所得のために結婚できない若者も多くいるわけでございます。

一方、男性高齢者では現役世代に社縁の外に出る機会が少なく、地域とのつながりが少なく、地域とのつながりが弱かったために定年後にひとり暮らしするなど孤立状態に陥りやすく、単身高齢者の15%が人と会話する頻度が2週間に1回以下という調査結果も出ているわけでございます。

原稿を持っていると思いますので、その下の表を見てもらえればわかりますように、国立社会保障人口問題研究所の資料をもとに作成したものでございますけれども、単身世帯の会話頻度というのを調査されているわけなんですね。世帯のタイプは高齢と非高齢に分けまして、そして男性、女性のひとり住まいの方を対象にとったものでございまして、毎日、私は対話していますよという方が男性では49%、これ高齢ですね。女性では62.3%。そして、いや2日か3日に1回くらいかなという方が要するに男性で24.9%、女性では25.4%。さらに進んでいきまして、いや1週間に1回程度だという方は男性が11.1%でもって、女性が7.2%。次に怖いのはやはり2週間に1回程度だという方が男性高齢者では15%にも達しているわけなんですね。100人いたら15人が2週間に1回程度ということで、ほとんど口を開かないという方が15%いるということで、これは完全に危険な状態ではないかなというふうに感じます。そして女性におきましては、5.1%という形でもって男性よりもはるかに少ないわけですが、やはりこの男性のひとり住まいというのは、非常に社会的な環境に乏しく、一人でもってむずむずしているという方が多いのではないかなという感じがするわけでございます。

それで、その反対に非高齢者の場合は、やはり2週間に1回というのは男性では8.4%、女性では4.4%という形でもって数字的には若干多いんですけども、この辺は結局、やはりひとり住まいになるとだんだんだんだんだん自分の社会に入り込んでしましまして、なかなかと社会との接点がなくなってしまうというのが現状でありますので、やはりこういうところに目を傾けていかなければいけないのではないかなという感じもするわけでございます。

孤立はそれ自体が大きな苦しみ之源になるわけでありまして、社会的な活力を失わせてしまうわけでございます。さらに高齢者に関して言えば、孤立は健康に直接影響するものと思います。一方、高齢者は社会的活動によって生活習慣病のメンタルヘルスリスクが低くなることがわかっているわけなんですね。要するに神経や精神の病の早期発見が難しくなってくるということですね。この形でもってわかるのではないかなという感じがするわけでございます。

このようなことから、地域で高齢者が交流する機会を提供して、元気に暮らすことができれば、国民健康保険の支出も減らすことができるのではないかなというふうに思いますが、当町のご見解をお尋ねするものでございます。

健康福祉課長 社会的孤立につきましては、医療受診が遅れ、病気や認知症が悪化する原因となりまして、孤立死につながりやすくなります。また、災害時等にも支援の手が遅れることがございます。

現在、取り組んでおります先ほど議員もおっしゃいました地域での地域支援会議、我が事会議を通しまして、なぜ孤立していたのか原因等を分析しながら、その方に合った支援策を地域の皆さんとともに考え、生き生きとした生活づくりの支援をしていきたいというふうに考えております。

富田昭市議員 先の通常国会では、生活困窮者自立支援法が改正されまして、困窮に至る要因として社会的孤立が位置づけられているわけでありまして。この法律本来の目標を明確化した意義深い法改正ではないかなというふうに思います。自立支援とは、一言で言えば人と人のつながりづくりであると思います。

また、就労の一つは、これはそれだけでは自立の意味は狭くなるのではないかなというふうな感じがするわけでごさいます。一般的な就労ではなくても、地域とのつながりを持って、元気に暮らしてもらうことが法律の目標であり、それを結果として地域にプラスの効果をもたらすことになるというふうに考えられます。

去年は、社会福祉法が改正されまして、さまざまな課題を抱えた人や、また世帯を包括的に支援できるように関係機関が関連していくことが法律上明記されました。これを踏まえまして、生活困窮者自立支援制度が中心となって、生きづらさを抱えている人が居場所を確保し、お互いを認め合うことでより元気になるという好循環が進むことを求めますが、それぞれの地域でもって孤立を解消する取り組みの実施状況をどのようになっているのか、お伺いをするものでございます。

健康福祉課長 生活困窮者の自立につきましては、生活が成り立たなくなる以前の関わりが重要ではないかと考えております。生活が成り立たなくなってからでは自立が困難になると考えます。議員の言われます人と人とのつながりがあればというところで、早い時点で助けが必要であると本人発信ができて、また地域も早く気がつくことが可能であると考えます。

先ほども申し上げましたが、各自治会における地域支え合い会議など、地域包括ケアシステムの構築に向けては、この点も踏まえまして、打ち明け、受けとめられる地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

富田昭市議員 また、少子高齢化の進展とか、あるいは未婚率の上昇による単身世帯の増加が進んでいるわけでありまして、国立社会保障の人口研究所の推計によりますと、日本の高齢者がピークに近づく2040年には一般世帯に占める単身世帯の割合が15年から4.5ポイント増の39.3%まで上昇すると言われていています。また、単身世帯に占める65歳以上の割合も45%になりまして、高齢世帯の孤立は認知症を初め心身の健康に影響を及ぼし、孤立死のリスクも高めるのではないかなということが指摘されているわけでごさいます。

これらのことから、お互いを支え合う共生社会を実現するために求められる行政のあり方をお伺いしておきます。

健康福祉課長 高齢者の最も身近な居場所としまして、各自治会が主体となって取り組んでいただいておりますふくろう体操や、それからふれあい喫茶などへの参加の働きかけをさらに支援していきたいと考えます。

また、健康面からいいますと、保健センターで毎月開店をしております福咲き健康食堂は、人とのつながりづくりにも努めておるところでごさいます。

地域包括ケアシステム構築の目的にも入っております地域共生社会の実現に向けまして、民生委員、それから社会福祉協議会等関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

議 長 一般質問途中でありますけれども、暫時休憩とりたいと思います。

再開は10時45分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分



議 長 それでは、再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

富田昭市議員 次の質問は、３点目の未婚のひとり親世帯の寡婦控除「みなし適用」についてでございます。

現在、ひとり親に占める未婚の割合が増加傾向にありまして、厚生労働省の２０１６年の調査によりますと、母子家庭の母親の年間就労収入は全体の平均が２００万円であります。また未婚の場合は１７７万円にとどまり、２３万円も下がって少ないわけなんですね。このためにひとり親になった理由に関係なく、安心して子どもが保育サービスなどを受けられるようにみなし適用の導入などを受けられるように求めるものですが、当町の現状はどのようになっているのかお尋ねをするものでございます。

健康福祉課長 まず、ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料、それから高等職業訓練促進給付金の給付額、難病医療費助成制度の自己負担額、それから障害児の入所支援の利用料負担につきましては、兵庫県の事業として現在実施をされております。

それから、町実施事業であります障害児の通所支援の利用料負担につきましては、法律改正の準用によりまして９月１日から施行をしておるところでございます。

富田昭市議員 厚生労働省の２０１６年の全国ひとり親世帯調査によりますと、母子家庭に占める未婚のシングルマザーの割合は８．７％と過去最高になり、死別による母子世帯の８％を上回っていることがわかりました。同じひとり親でも婚姻歴のある親を税制面で優遇する寡婦控除とみなして、所得に応じた課税額で決まる料金などを算定することによって行われると思いますけども、家計が苦しくなりがちな未婚のひとり親世帯の負担を減らすために、これまで一部の地方自治体が独自で実施をしてきておりましたが、今後は国の制度が変わりまして、寡婦控除をみなし適用で負担額を算定での不利益解消になるようですけども、福崎町の今後の取り組みを伺います。

健康福祉課長 先ほど申し上げました兵庫県実施事業でありますひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料、これへの適用につきましては６月１日から、それから高等職業訓練促進給付金の給付額につきましては８月１日から、難病医療費助成制度の自己負担額、それから障害児の入所支援の利用料負担につきましては９月１日から順次施行をされておるところでございます。

富田昭市議員 先に答弁が出てしまいましたが、要するにひとり親世帯が受ける所得控除の一つであるわけなんですね。昔は戦争で夫を失った妻を支援するために１９５１年に創設されまして、所得税や住民税が低く抑えられるほか、課税額に基づいて保育料も軽減されたということは伺っております。そして、戦争が終結したのが１９４５年、すなわち昭和２０年８月１５日ですね。その６年後の１９５１年にこのことが創設されたわけなんですけども、今回の措置は未婚であっても寡婦と同様である、みなすことで福祉サービスに限っては適用対象となり、婚姻歴がないことによる不利益の解消が一步進んだことが私は評価しているわけでございます。そして、最初になされた通告には、この文ですね、課長、この文で書いてありますように、要するに今回、多分６月から実施されていると思いますけども、児童手当の所得制限の判定、それに対してひとり親家庭等の日常生活を支援事業の使用料金、それはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 児童手当につきましては、児童を扶養している方の所得によりまして所得制限

の判定を行っておりますので、ひとり親でも未婚かどうかでの所得判定は変わってはおりません。

富田昭市議員 それでは、一時的に保育などのサービスを必要な場合の支援はどうなってます。

学校教育課長 認定こども園等の利用者負担額、保育料につきましては、既にみなし適用を実施しているところでございます。

富田昭市議員 そしてまた8月から実施されていると思いますけども、高等職業訓練促進給付金の給付額、要するに看護師など資格取得のために養成機関で研修する場合の支給は、これはどのようになっているんでしょうか。

健康福祉課長 これにつきましては、県の事業でございますが、先ほど議員おっしゃいました看護師・介護福祉士・保育士などの資格を取得するために促進給付金としまして月に10万円、課税世帯につきましては7万500円となります。それが修了しましたら、修了支援給付金としまして、月に5万円、課税世帯は2万5,000円の受給という形になっております。

富田昭市議員 もう一つ、8月実施されていると思いますけども、児童扶養手当の支給額の判定ですけども、低所得のひとり親世帯の経済的な負担の軽減、それはどのようになっています。

住民生活課長 児童扶養手当につきましては、県が支給額の判定を行っておりますが、こちらにつきましても未婚かどうかでの支給額が変わることはございません。

富田昭市議員 もう一点は、9月から実施されていると思いますけども、認可保育所の保育料、そして難病医療費の助成制度の自己負担額、子どもが難病でもこれは実施できるのかということですけども、その点はどうでしょうか。

学校教育課長 認可保育所などの保育料につきましては、従前からひとり親になった理由に関係なく、みなし適用を実施しているところでございます。

健康福祉課長 難病医療費助成事業、これにつきましては、9月1日から施行されております。

富田昭市議員 一人でも多くのひとり親家庭の家庭環境、生活が充実した生活ができるようにお願いしておきまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、先ほど前議員が言っておりましたけれども、同じような形になるかと思うんですけども、私の場合は小中学校の登下校時の荷物と健康管理についてという形でもって通告をしております。これは、要するに通学する子どもの荷物が重過ぎる問題について以前から問題になっていましたから、この辺は改善されたんでしょうかね。子どもの健康に悪影響を与える観点から早急な対策をしてほしいというご父兄からのご要望であります。毎日持ち帰る必要のない学習用具を教室に置いたり、また下校時に荷物が集中しないようにするなど、各学校での対応をお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長 石野議員様からもご質問いただいたところでございますが、現在のところ、重さや大きさで児童生徒の負担になっております習字セットなど、また社会科の資料集や辞書などにつきましては、学校に置くことをほぼ認めているところでございます。また、保護者にも栽培プランター等の持ち帰りなどのご協力をお願いしているところでございます。

富田昭市議員 現在、小学生が使っているランドセルが空の状態です。平均1.1キログラムを言われておりました。それに学校で使う本などが平均で4.7キロというふうに言われております。子どもたちは毎日5.8キロ背負って通学しています。これはあくまでも小学校1年生です。そして、もっと重いランドセルや荷物を持ち歩いている生徒も中にはいるわけでございます。そういう状態で長い間通学しておりますと、首のつけ根とか、あるいは肩の痛み、あるいは腰の痛みを訴える子どももいるわけでありまして、そのような中、学校では正しいランドセ

ルの背負い方など教えているのでしょうか。その点をお伺いいたします。

学校教育課長 学校におきましては、ベルトが極端に長過ぎるなどの不自然な場合は教えることはございますが、通常、正しいランドセルの背負い方は教えておらないところでございます。

富田昭市議員 ランドセルの中身の重さが増した理由といたしましては、2011年度から実施されました文部科学省の学習指導要領改正だというふうに今言われておりまして、いわゆるゆとり教育の見直しの後に教科書のページ数が増えて、また一部は大型化したことが考えられるというふうにも言われているわけでございます。

そしてまた、私が調べたところによりますと、教科書会社でつくる教科書協会というのがあるんですね。その方々が言うのには、国語とか社会、理科の平均のページ数がゆとり教育時代に2002年度と脱ゆとり教育後の教科書を比較しますと約35%も増えたというふうに言われておりまして、これは要するに中身が写真も多く使うようになったり、また紙質も向上いたしまして、そして重量が増えたんだというふうに製造会社のほうでは言っているわけでございます。

小学生も中学生も要するに教科書4冊、中学生は特に教科書4冊とノートとか問題集、それぞれ4冊ですね。そして、各教科の資料などをプリント類が入ったクリアファイル、筆記用具、水筒など、その重さは8キロを超しているというふうに言われておりまして、これ中学ですよ。それに部活用具を入れた補助バッグや体育着なども加わり、雨の日は傘を差すなど大変に重い荷物になるわけでありまして、女子生徒には大変な苦痛になっているというふうな情報が寄せられております。

そういう中におきまして、やはり全体を通して筋肉や骨格が未成熟で不安定だと重いランドセルを持ちますと、体重の10%以上になりますと背部痛が増すというアメリカの調査結果が出ておりまして、一度子どもたちのランドセルの中身が入った状態を量り、確認したらどうでしょうかね。その点はできますか。ご答弁お願いします。

学校教育課長 私のほうで実際にランドセルも量らせていただきました。私が見ましたのは、ランドセル自体が1.2キロのものでございました。また、中身につきましては3.2キロというような形で、ちょっと少な目ではございますが合計で4.4キロ、それでもかなりの重さであったと考えておるところでございます。

富田昭市議員 特に、小学校1年生に入る子どもさんは、体重は恐らく20キロ前後だというふうに思うんですね。その中でもって約5キロのかばんを背負っていくと、ご家庭でもってそれぞれみんな子どもさんがいますので確認すると思いますけども、行く前にランドセルを背負わすと後ろにばたんとひっくり返ってしまう子どもさんもいるということで、そういう中에서도って、やっとなランドセルを背負って通学をするという子どもさんもいるわけなんですよ。これはやっぱり前年度の3月31日までに生まれた子どもさんと4月1日から入学している子どもでは約1年違いますので、やはり小学校の時分にはそういう体格差が出てきて、非常に無理がかかっている児童もいるわけなんですね。その点を考えますと、やはりこの教科書の問題はただ学校ではなくして、学校あるいは県・国のほうにしっかりと訴えていきながら、文部科学省の方針そのものを変えていくような、そういうふうな問題点を取り上げて、やはり国のほうにも陳情していかなければいけないのではないかなというふうに思いますけども、その点はいかがでしょうかね。ありましたら、ご答弁お願いします。

教 育 長 ただいま一番最後に議員さんがおっしゃられましたそのとおりだと、こういうふうに思っております。私たちにできることは精いっぱいさせていただきますけれど、一番根本的なことは私たち学校だけではできない、そういうことでございますので、やはり文科省のほうからいろんな見直しを提言していただきたいと、そういう気持ちも持っております。

富田昭市議員 先の議員も言われましたように、やはり今のこの問題は国会でも問題になってまして、国会議員もランドセルの問題について、結構いろいろとご質疑をしているようでありますけども、やはりこういうふうなことを聞きながら文部科学省がもし変動できるようでしたら、学校に子どもさんのロッカーなども設置していきながら、いろいろなものをそこに置いておくという形でもって、現在はいろんな形のそういう通信網がありますので、ご自宅でもしっかりと勉強はできると思うんです、昔に比べますと。本だけではなくして、タブレットやそういうものを使いながらやっていけば、やはりより一層の勉強効果の出るんではないかなというように思いますので、その辺もご検討いただいて、やはり子どもさんたちが事故のないような、健康な体でもって通学できるようにお願いしておきまして、次の質問に入りたいと思います。

最後の質問は、認知症予防対策の充実についてということでございます。

これは、高齢者の認知症が非常に増えてまいりまして、生活面での本人の意思を尊重していくのが大きな課題となっているわけでございます。

当町では、認知症支援方法の指針などができているのか、お尋ねをするものでございます。

健康福祉課長 ご本人の意思につきましては、その方の人生の軌跡からも尊重すべきものであると考えております。その支援に関する指針につきましては、第7期福崎町ゴールドサルビアプランの基本理念である「支え合い、いつまでも安心して暮らせるまち、ふくさき」に基づく3つの基本方針、5つの基本目標として規定をしております。

また、平成28年度には、認知症の方を地域全体で支えるネットワークである認知症ケアネットを各戸配布いたしまして、本人支援、それから家族支援を地域と関係機関等で連携し、進めていくことをお示ししたところでございます。

富田昭市議員 この厚労省の推計によりますと、認知症の人は2012年時点では462万人いたようであります。そして、その団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になりますと、2025年には約700万人に増加する見込みだというふうに言っております、社会全体で支える環境づくりが急務になってきているわけでございます。

現在、福崎町の認知症の人数とか及び認知症サポーターの養成とか推進等、積極的に取り組む必要があると考えますけども、当局の見解をお尋ねするものでございます。

健康福祉課長 認知症につきましては、本人や周囲の気づきのおそれや受診につながりにくいと実態把握等は難しく、一般的には有病率推定値が使われます。認知症の有病率につきましては、65歳以上の15%、それから軽度認知障害、MCIと申しますが、こちらにつきましては13%と言われております。

福崎町は、65歳以上の方が8月末現在5,393人であることから、約810人が認知症、約700人が軽度認知障害であると思われます。

認知症を理解し支援する認知症サポーターの養成につきましては、指導者研修を受けました認知症キャラバンメイトが行います。平成29年度におきましては、福崎町のキャラバンメイトは7人でございましたが、今年度は町内の事業

所等の職員6人が新たに指導者研修を受講いただき、13名となったところでございます。サポーター養成数につきましては、平成21年度からの累計でございますが、3,980人となっております。今後は、各事業所等へのキャラバンメイトの増員の声かけを行うとともに、キャラバンメイトが連携し、さらなるサポーターの養成に取り組んでまいりたいと考えております。

富田昭市議員 認知症サポーター、日常的な見守りなどボランティア活動に携わるサポーターになるには認知症の原因とかあるいはその症状、本人への対応など学ぶ養成講座があるわけなんですね。それを受けてなってると思いますけども、全国的にも非常に多くの方が今サポーターがいると言っておりました。1,037万人のサポーターがおりまして、養成は済んでいるんですけども、なかなか実際は活動ができていないというのが現状なんですね。福崎町では今13人ですか、それらの人については活動はどのようにされているんでしょうか。実際の活動は、サポーターとしての。

健康福祉課長 認知症サポーターと申しますのは、活動をしていただくという定義はございませんで、認知症を理解いただくと、どういう症状といいますか、どういう行動をとられるのかと、どういう対応をすればいいのかと、そういうことを理解いただくという意味でのサポーターでございます。そのサポーターに先ほども申し上げましたが講習を行うのがキャラバンメイトになりまして、それが13名に増えたということでございまして、定期的にこの各事業所の協力を得まして、小学校などにもサポーター養成に出向いておりますので、今後もそれを継続してまいりたいと考えております。

富田昭市議員 これは、あくまでも推定にすぎませんけれども、このまま何の対策もしなければ65歳以上の3人に1人がその割合で認知症が発症するというふうなことが言われておりまして、非常に我々自身も注意をしなければいけないんじゃないかという感じがするわけなんですね。やはり繰り返しますけども、発症してから効果的な治療方法はないと言われております。この認知症だけは。そういう中におきまして、やはりできるだけ若いうちから、できれば40代ごろから対策をしていきながら、認知症予防によい食生活をしたり、またあるいは適度な運動とか、あるいは知的活動をしていきながらしっかりと自分を見詰めて、そして社会に参加していきながらできるようなそういう活動が求められているわけでありまして、なかなかそれができないのが現状であります。

しかし、こういうふうな形でもって多くの方が認知症になっていきますと、非常に世の中全体が黒いイメージになり、また、ますます若い方々に負担がかかっていくんじゃないかというふうな気がしてなりません。そういう中におきまして、やはり常に福崎町では毎月1回広報を発行しておりますので、そういう中におきましてもそういうふうにならないためのそういうふうな形の対策など訴えていきながら、皆さん方が健康で長生きできるような、そういう対策できるようにお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上でございます。

議長 以上で、富田昭市議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、小林 博議員であります。

質問の項目は

- 1、太陽光発電所について
- 2、環境・防災対策について
- 3、上下水道事業について
- 4、農業施策について

5、教育問題について

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。今回は今、議長からご紹介をいただいた項目についてであります。

まず、1番目の太陽光発電ということについてであります。自然エネルギーを大切にしなければならないという、そういう観点が基本にあるといたしましても、多くの施設ができていくということの中で、各地でさまざまな問題が生まれてきております。本町内でも幾つかの問題点を聞いたり、住民やあるいは関係地域とのトラブルなどをお聞きすることがあるわけであります。

そういう中で、この太陽光発電所の建設に当たって、国・県・町での関係例規の一覧、どういう法律なり条例があって、そのポイントは何かということをもまづお示しをいただきたいと思います。

まちづくり課長 通常、太陽光発電施設の開発区域の面積が関係してまいります。1,000平方メートルを超えますと、福崎町の開発事業等調整条例の対象となります。

また、面積が5,000平方メートルを超えますと、兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の適用となりまして、それぞれ関係住民への事業説明等が義務づけられてまいります。

また、開発面積が1ヘクタールを超える山林の場合ですが、これは林地開発及び総合治水条例に基づく重要調整池の設置が必要となってまいります。

さらに、10ヘクタールを超えますと、大規模開発及び取引指導要綱に基づきまして、太陽光発電施設も開発行為に該当する取り扱いとしております。

また、開発区域が宅地造成規制区域内の場合は、500平方メートル以上で切り盛りを行う場合には、造成工事に関する技術基準が適用されてまいります。

これらの法令等によりまして、土地利用や環境及び公共施設の設置などの観点から総合的に検討を行いまして、土地の形質変更による防災機能の低下でありますとか、森林伐採による自然環境の悪化を防いでまいります。

小林 博議員 それぞれ法律条例があるようではありますが、最近の新聞報道によりますと、国のほうでも環境アセスの対象に大規模なものは加えていこうとか、報道があります。市町によっては、問題のあるものについては、設置を認めないというふうな条例をつくっておるといふところもあるような報道があります。そんな点で福崎町でももう少し踏み込んだ形での検討ができないのか、その点についてはどうなんでしょうか。

まちづくり課長 現在のところ、町の条例によりまして指導している段階でございますが、その内容につきましては町との開発協定を結ばれますと所管の委員会に報告をさせていただいております。その件数は条例施行以降で8件ございます。その中で現在のところは地元とのトラブルは大きくは発生しておらないということ。今後、大規模なものにどう対応するかということになります。その申請が出てきた段階で各種法令に照らし合わせまして指導していくということになります。

小林 博議員 今、数字を言われましたけども、町の条例ができてから以降ということになるかと思いますが、町内での設置状況はどのように把握をされておりますか。

まちづくり課長 太陽光施設につきましては、税務課のほうで固定資産税の償却資産として課税をしておりますので把握はしております。まちづくり課におきましても、29年4月以降、条例制定後につきましては台帳をつくりまして管理をしております。

小林 博議員 それらが協定に従って日常管理をされておるかどうかなという点についての点検

も折に触れてやっていくということも必要かなというふうに思います。

そこで、具体的によく住民の方から尋ねられてきたわけなんです、西治の社会福祉協議会の道路の向かい側の建設中の施設、かなり前から造成が行われて、工事が止まったり進んだり止まったりというふうな状況があって、あれはどうなっているんだというふうなことをよく聞かれてきたわけなんです、これはどういう経過で、現況どうなっておるのでしょうか。それに町はどのように対応されておるのでしょうか。

まちづくり課長 西治の社協の前の太陽光施設でございますが、平成29年6月に無断で山林の伐採を始めました。そのときに請負業者へ工事を速やかに中止をして、指導するように町のほうで指導しております。その後、29年8月に大雨で土砂が流出をしまして、町道西治長野線の側溝が埋まったことがございます。これにつきましても土砂撤去を指導しました。その後に地元の説明会を2回、国土法の届け出、宅造法の届け出、官民協定、事業区域の道路側溝の改良工事などを指導してまいっております。平成30年8月に再度無断でパネル工事を再開したために請負業者と社長を直接呼びまして、宅造法の工事検査が完了しておらず、工事の中止を指導しております。県からもこの宅造法の完了検査の結果、是正の指導、手直しの指導をしております、この手直しが完了し、工事検査が終わりましたら、町との開発協定が結ばれて、工事が正式にできるようになるという状況でございます。

小林 博議員 現況を見ますと、竹やぶのところの崖が土のままであったり、あるいは町道とのところも一部土がそのまま流れ出すというふうな形のところ、まだ見受けられるんですけれど、ああいうふうなところとか、あるいは調整池というような言葉が使えないような小さな水たまりみたいなものが3つか4つかつくてあったりもするんですが、ああいうものも町、県との協議の中でこれでよろしいということになったものなのでしょうか。

まちづくり課長 安定した法面を作るためにも宅地造成の規制法の届け出が必要でございますが、それに基づいた工事がきちっとできておらないということで、県から手直しの指導がされておるものでございまして、それに県の指導に基づいてきちっと整備をするように指導しております。

小林 博議員 最近、一旦止めていた工事がパネルをこの数日間に張っているというふうに、工事再開しておるようですが、その県のほうの宅造の関係についてはオーケーが出たのでしょうか。

まちづくり課長 おっしゃるように、昨日また下請業者が勝手に工事を始めまして、今日、この議会が終わりましたら、社長を呼びまして、顛末書、それと内容の説明を求めます。

そして、余り悪質でありますようございまして、町としましても、例えば経産省への通報でありますとか、そういった措置も考えざるを得ないと考えております。

小林 博議員 繰り返し繰り返し無断で工事をしておるというふうなことのようであります。先ほど触れましたように、防災面というふうな点はどうなんのでしょうか。

まちづくり課長 区域面積は5,000平方メートルを超えておりませんので、県の条例の対象にはなっておりません。そこで、宅地造成規制区域の基準で防災施設の整備を指導しているものでございます。

小林 博議員 現在の状況はオーケーなんですか。

まちづくり課長 大雨のときに泥が流れ出したりしまして水路を実際に埋めておりますので、そういった復旧、それと下流の水路の改修、そういったものを指導してござい

て、今の状態がオーケーというわけではございません。

小林 博議員 土砂が流れないような、そういう対応も、あるいは調整池的なものもあるんですが、それらもうちょっとしっかりと対応をしておかないといけないのではないかというのが現場を見ての感想です。あそこには道路の下を横断しての水路も何本も通っておりますし、その点での問題も出てくるというふうに思います。ぜひ事故、後々問題の起こらないような対策をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、高岡・矢口方面での大きな施設計画があるというふうにまちの中でお聞きをいたしております。先日の都市計画審議会の中でもちょっと発言もありました。関係者にも若干の説明を聞いたり、いろいろしておるわけでありまして、規模が大きいだけに、まず災害の問題、あるいは大きな面積の山を造成するということになりますと、それだけまた獣が出てこないかという問題、あるいは景観も、田原・八千種からもよく見えるようなところでもありますし、景観の問題、自然破壊など広範囲な心配がありますし、現に多くの人たちがその点を心配されております。

話をずっと関係者に聞いてまわっていますと、既に池の借り上げでありますとか、あるいは借り上げの料金でありますとか、流量計算でありますとか、いろいろされておるようであります。これで本当に大丈夫なんだろうかというふうな心配がされております。そこで、先ほど聞きましたけれど、現況はどのように対応されていくのか、まず、お伺いしたいと思います。町の土地利用計画や保安林などの制約等も含めてお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 今の質問、議員おっしゃいます高岡地区の概要でございますが、地元の神谷区また長野区、あと福崎財産区のほうには事業計画の概要の説明があったと聞いております。町のほうへはまだ事前申請すらないので、わからないわけでございますが、一般論で申し上げますと、仮に山林を50ヘクタールほど利用することになりますと、冒頭でご質問のあったいろいろな法律・条例、そういったものが関連してまいります。そういった中で県庁の各所管の係のほうで審査をするわけですが、一番大きなものになりますと総合治水条例の雨量の規定によりまして、調整池の設置でありますとか排水路の設置、あと宅造規制区域でもあらうと思われまので、そういった基準での法面、擁壁、そういった技術基準に基づいて防災措置を講じていくということになります。

小林 博議員 まず一番心配されるその水害の問題ですが、従来この地域での開発は30年確率の雨量計算というふうに聞いておるんですが、現在、どういう計算をするようになっておるのか。それは1時間当たりの雨量がどれだけなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 メガソーラーを設置する場合ですが、10ヘクタールを超えますので大規模開発、そして1ヘクタールを超える山林の開発でございますので林地開発、あと総合治水条例、こういったものが適用されてまいります。その中で基準が最も厳しいのが林地開発、それは総合治水条例と同じ基準でございますけれども、30年に1回起きる雨に対応する防災措置をしなければならないということになりまして、地域によって水量が変わりますが福崎町の場合は1時間にしますと66.5ミリの大雨ということになります。

小林 博議員 最近では1時間に100ミリを超える雨というふうなことも、どこでも起きるようになっておると思いますし、福崎町のそういう実績もあるのではないかと思います。66.5ミリという数字は古いのではないかというふうに思うんです。

言われておる面積は50ヘクタールを若干切るくらいという、そんな面積だというふうに聞いております。50ヘクタール以上となりますと、兵庫県が新しく規制をつくって60%以上は山林で残せというふうなことになりますので、50ヘクタールを若干切るという数字にしたのかなというふうに思いますけれど、いずれにしても大きな計画であります。

特にあそこにはもう既にゴルフ場もありますし、そしてそこから出る水は雨が降るたびに主として矢口の谷から出てくる水で大内川は必ずどこか決壊をしています。毎年どこか決壊しています。農免道路との西治長野線ですか、その道路との交差点のところなど含めて大内川の対応はできないだろうというふうに思うんですね。66.5ミリというそういう雨量設定が適当なのか。それから、その全体の洪水の心配はないのか、災害の心配はないのかという点で一番心配するわけなんです、その点についてはどのように考えておられますか。

まちづくり課長 66.5ミリの雨に対応する調整池を作れば安全かといいますと、それは保証できないわけですが、2級河川であります市川の整備が下流からされてきております。それは、30年間の計画を作りまして、その想定雨量につきましても30年確率で整備をされております。法整備が追いついておられないわけですが、下流河川が30年確率で作られておる関係上、上流だけを非常に厳しくしても、大雨のときの対応ができないということになります。そういった観点もございますし、実際にここ50ヘクタールと言われている市川ですが、最新の森林法の開発基準を調べますと、今40ヘクタール以上になります場合は、今、おっしゃった残置森林率は60%が適用されておりますので、今回もし50ヘクタールで計画されとなりますと、60%の森林を残すということになります。

それと、実際の集水する面積でありますとか、流出係数が決まらなないと、必要な水路や調整池の大きさというものが決まってしまうので、開発申請が相談が実際出てから、兵庫県の県庁の関係部局との調整をしていくということになります。

小林 博議員 既に用地もかなり購入をされておるというふうな上に、財産区用地というふうなことになっておるようであります。

もう既にその説明を聞いた方々の話によりますと、雨量計算もしてあって、調整池もつくる絵が描いてあって、その調整池の容量も書いてあると。調整池の出口のオリフィスは80センチ×40センチだというふうな、毎秒1.何トンの水が出るというふうなそんなふうな計算になっておるようですが、そういうふうになりますと、それこそ大変な水量だというふうに思います。地域ではね。

七種川そのものの容量が限られております。七種川も、幾ら河川をよくしてもJRの鉄道の下のところが非常に狭いですし、本当に今でもしゅっちゅう鉄道の橋桁に水がかかっているという、そんな状況です。したがって、これ以上、矢口の谷のほうから大きな水が出てまいりますと、七種川そのものの容量を超えるという心配もせざるを得ません。そうすると、もう神谷と長野だけ心配しておったらいいかという問題でもなくなる。台風の西治や出屋敷やら、あるいは対岸の福田、駅前のほうも心配せざるを得ないというふうな、それくらいの心配はしておいてもよいのではないかというふうに私は思うんです。その面でしっかりとした対応をしていただかないと、本当に後々憂いを残すのではないかというふうに思っておるところでありますので、ぜひ、当局も県とも協議をしながらですが、特に地元ですから福崎町自身の取り組みをしっかりと進めてほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 現在まだ検討段階ということで、地元には説明がありまして、おっしゃるように具体的に流量計算の試算もしておるようでございますけれども、その流域の一気に水が下流の水路、河川を圧迫しないように調整池を設計していくということでございますので、おっしゃるように66.5ミリの基準ではございますけれども、県の関係課とも十分協議をしながら協力をしてしっかりと指導していきたいと考えております。

小林 博議員 いずれにしても、各地でそういう状況が出て、計画が出てきております。対岸の塩田の大学のところの向かい側のところにも最近設置がされていっておりますし、七種川流域での大きな太陽光の計画が進んでいっております。それだけに先ほど言いましたように七種川そのものの容量が限られておりますので、心配をしておるところであります。町当局の慎重な対応、ぜひ求めておきたいと思うんです。西治のところでのあの規模のものでも県や町の勧告を無視してどんどんと工事が進められるという、そんな状況を見るにつけ、大型なものになっていくだけに大変心配をしておると、そんな状況であります。以降、経過をまたお聞きをしなければならんというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、環境防災問題ということで書いておりますが、空き家対策については質問がありました。私も非常に深刻な事例を見聞きをいたしております。隣の建物にもたれかかっているようなものやら、ほぼ壊れてしまって動物が住みついていたりとか、いろんな状況をお聞きをしておるところであります。持ち主にとってはそれぞれの事情もあろうとは思いますが、こうしたものの現状把握等々、現在どのように進められておるのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 河嶋議員のご質問にもお答えしましたが、7月に開催しました区長会で調査を依頼しまして、報告のあった空き家につきましては、担当者が外観から判断して管理状況、危険度などを把握しておるものでございます。

その中で、壁が崩落したり、屋根の変形があったり、危険なものにつきましては、文書での適正な管理の通知、それと住民から苦情があったものにつきましては、適宜、所有者の方に連絡をとったり、連絡がとれない場合でも文書通知をしたりして対応をしているところでございます。

小林 博議員 幾ら役場に何回も連絡しても一向に前に話が進まないんだということでお聞きをしておりますので、もう一歩前へ進んだ対応がどうとれるのかということも検討せざるを得ないのではないかなと思うんですが、そういう場合はどうなるんでしょうか。

まちづくり課長 本年度に入りまして、新町では2件の苦情を聞いておりまして、その1件の方につきましては、相続人の方に2回通知をしております。ただ、対応するという返事はまだいただいておらない状況でございます。今後、幾らお願いしても悪質なものにつきましては、空き家審査会を設けまして、そこで議論の上、町長から勧告でありますとか命令、そういったもう少し強い指導をしてまいります。

小林 博議員 私は新町以外からも聞いておりますので、念のためつけ加えておきます。私がもの言うとは新町というふうにそちらがそう決定をされますが。

それから、空き家の活用計画ですね。持ち主によっては何とか町のほうであっせんしていただいて古民家利用等での活用はしてもらえないだろうかというふうな話も聞かないことはないんですが、こういうふうなものは具体的に福崎町としてはどのように考えておられますか。空き家バンク等そういう制度は

あるとしても、実際、神河町などのように熱心な取り組みになっておるのかどうか、そのところはちょっとよくわかりませんので、その点についてどうでしょうか。

まちづくり課長 福崎町も現在、空き家バンクを運営しておりますけれども、5件の登録でございまして、そのうち2件が成約済みということで、十分な数字であるとは思っておりません。

今年度に、約320戸あります空き家につきまして、所有者に対してアンケート調査を今、準備を進めておるところでございまして、その中で貸したり売りたい意向がある方には空き家バンクへの登録を呼びかけてまいります。

それと、あと調整区域などが主になりますが、相続を受けられた空き家に農地が付いている場合がございますので、そういった農地付きの空き家の活用につきましても、現在、農業委員会と一緒に検討しているところでございます。

小林 博議員 いずれにしても、福崎町の場合は有利な点もあると思うんです。古民家利用的な活用をするにしても、お客さんも呼びやすいそういう地域だというふうに思っています。日常の。そういう面では本当にいいところがあると思いますので、もう少し積極的に取り組んでいただければというふうに思います。

繰り返し、防災という面も兼ねて、危険なところに対する対応方は急いでほしいと思います。繰り返し台風もまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、公害防止協定の関係について、町の基本的な姿勢をお尋ねしておきたいと思います。

福崎町の工業出荷といいますか製造品の出荷高は、住民1人当たりで、兵庫県で一番になったというほどに大きな役割を果たしてきています。工業団地の従業員数も四千数百人というふうに報告をされ、非常に福崎町の活力を支え、あるいは福崎町全体の経済や町の財政も支えるというので総合的な面で非常に大きな役割を企業が果たしているということについては、私も認めておるところであります。

同時に、生活環境をしっかりと守っていくということも、これまた必要であります。そういう意味から福崎町に工業団地ができたときから地域の環境を守っていこうという立場から福崎町公害防止協定というのが作られてきたというふうに思うんです。そうしたことが、今、改めて新たな工業団地も作っていこうというふうな状況もあったり、今、国のほうでも非常に規制緩和とかいろいろ話が企業に有利なように進んでおるというふうな向きもありますが、福崎町の場合は、工業団地は住居と工場とが混在をしているというふうなことも忘れてはならないというふうに思うんです。住民の生活エリアの中に油が流れ込んだり、あるいは火災が起こったり、いろんなこともこれまでに繰り返し起こってきています。そういう意味から、福崎町の公害防止協定はやっぱりしっかりと存続維持をし、活用していかなければならないものだというふうに私は思うんですけれども、町当局の見解をお伺いしておきたいというふうに思います。

町 長 公害防止協定等々につきましては、福崎工業団地の整備、企業進出に当たって、地域住民の健康のほうと生活環境のほうで、また先ほど議員が言われましたように工業団地内の環境を守るという観点で締結をさせていただいているところであります。

小林 博議員 企業の活動は営利目的であります。信頼しつつも生活環境保持の立場が必要であります。最近のニュースでも日本を代表する企業がデータを改ざんしたり、あるいは隠しておったり、そういうふうなことを常に行っておるようでありま

す。そういう意味から福崎町がしっかりと住民に責任を負うという立場で現在の協定はぜひ守り、生かしていったほしいということを繰り返し求めておきたいというふうに思います。担当課長、よろしくお願いします。答弁、よろしく。

住民生活課長 議員もご承知のように、昨年、工業団地協議会等からの要望がございまして、見直しを行ったところではございますが、町といたしましては、今のところ現協定内容について見直すようなことは考えてはいないところではございます。

小林 博議員 福崎町の場合では、これまでの経過からして順調に企業も進出をし、そしてこれらの企業も皆発展をしていっております。そういう意味では企業の経済活動と全く矛盾していないというふうに思うんですね。そういう意味でいい協定ではないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、水道の問題についてお伺いしたいと思います。

国会では、水道法の改正法案なるものが今、衆議院を通過し、参議院で継続審議になっておるというふうに思うんですね。ここでは、水道の広域化、あるいは運営の民営化というふうなことを含む内容になっており、非常に関心をおこすところではありますが、まずこの水道法の改正法案の概要について把握しておられましたら、お聞きをしたいと思います。

上下水道課長 水道法改正法案は、平成30年7月の衆院本会議を通過したものの、国会において継続審議となっています。主な改正の柱は、人口減少に伴う水の需要の減少や老朽化する水道施設の更新化についての対策として、複数の自治体で手がける広域連携と民間企業の参入を促す内容となっています。広域連携につきましては、国は基本方針を定め、県は基盤強化計画をつくり、広域的な連携の推進・調整役を担い、進めていくこと。また、民間企業の参入につきましては、市町村が水道施設の運営権を民間事業者に売却するコンセッション方式の導入推進による官民連携が内容となっておりますのでございます。

小林 博議員 私は、まずこの水道法の改正については、一つは地方議会の関与を限定的にしてしまう。いろんな面においてこういう傾向が進んでおりますけれども、地方の時代と言いつつ都道府県単位とか大きな単位にしてしまっていて、自治体の意思決定というものがなかなか限定的にしてしまっておるというふうな地方自治に対する問題点があるというふうに思います。

それから、また水そのものは民営化しての商品として扱うというのは間違っているというふうに思うんですね。人間の生存を保障する基本的なものであり、これは福祉という事業の範疇に入れなければならないものだというふうに思っております。また、水道は広域化にはなじまない。水は重くて遠く運ぶにはより多くのエネルギーを必要としますし、水質管理にも大きな苦労が要ります。できるだけ自己水源を大切にするといいというふうなことが望ましいというふうに思っているわけでありまして、この水道法の流れについて注目をしておるところであります。

これを受けて、県の、受けてか受けずか知りませんが、県のほうでも広域化の計画が進められていっているというふうにも認識をしておるんですが、その推進の状況、それから中播磨地域での協議というふうに言われておりますが、これらの協議はどこまでいっているのか。福崎町の広域化、民営化問題についての基本的な方針はどうか等々についてお聞かせいただきたいと思います。

上下水道課長 平成28年3月、国から広域連携の促進についての通知がなされております。兵庫県では、5月に兵庫県水道事業のあり方懇話会を設置し、今年の3月にその報告書が取りまとめられました。県は広域連携の調整役としてこの懇話会を活用し、県内における推進体制を維持させ、地域別の協議会に引き続き積極的

に参画し、県と各地域ブロックが一体となって広域化の取り組みを進展させていく考えてございます。

また、中播磨ブロックにおきましては、平成29年から姫路市、神崎郡3町と県の担当部署が集まり、人口減少に伴う水需要の減少、施設の老朽化、専門職員の確保など、水道事業が抱える諸問題についての検討がなされ、広域化への意見交換会が開催されております。

また、兵庫県では、7月19日に第1回目となる県水道事業広域連携推進会議が開催され、県内の担当者が集まり、広域化についての勉強会が開催されております。

そして、福崎町の基本方針でございます。福崎町の基本方針は、福田水源地の高度浄水処理施設の整備が完了し、住民の皆様に安全安心なおいしい水を持続して供給できる体制を強化していること。また、安定した運営ができていること。そして、施設の老朽化の問題につきましては、積立金や内部留保資金を活用し、更新への対応ができていますものと考えていますので、当町は町単独での水道事業を営んでいく方針でございます。

小林 博議員 私も町当局の方針を支持したいというふうに思います。水というのは本当に大切な問題でありますし、いい水を安定して確保するということは大変重要な問題であろうというふうに思うわけでございますので、今後ともその基本方針を堅持して臨んでほしいというふうに思うわけであります。

次に、この水道の財政問題見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

平成28年だったと思いますが、財政見通しといいますか財政計画がつくられております。前期後期と5年ごとに分けた計画だったかと思うんですが、この計画の内容とその拘束力等について、お聞かせをいただきたいと思います。

上下水道課長 平成27年度に策定いたしました財政計画では、今後10年間に大規模改修が必要となる施設として井ノ口水源地の高度浄水化と市川にかかる八反田水管橋の耐震化を見込んでいます。この試算では、建設改良積立金を活用しながら施設整備を行っても一定の内部留保資金があり、概ねの収支が賄われるという計算結果となっております。

また、今年度、水道事業ビジョン経営戦略の策定を進めています。この中では、井ノ口水源地、八反田水管橋の概算事業費の再見積もりや、井ノ口水源地では県水受水との経済比較についても検討することとなります。そこで、今後の更新費用や人口減少に伴う水道料金の収支見通しなどから総合的な観点での運営方針や戦略を策定いたします。

また、この計画書に係る拘束力につきましては、平成31年度から平成40年度までの10年間の中長期なビジョンとして考えているところでございます。

小林 博議員 27年度に作ったという計画ですが、それはそれとして、この計画は29年度がスタートなんですけど、この計画に照らして、今、議会に提案されております決算の状況というのはどうなのでしょう。

上下水道課長 先ほど申しました大規模改修の中、10年間の中でございますが、何とか内部留保資金を活用しながら、水道料金を値上げせずにいきたいと考えておるところでございます。

小林 博議員 平成29年度の計画レベルでは、資金の残高が7億8,000万円というふうになっておるんですが、実際、決算を打ってみると9億6,000万円残っておるということで、約1億8,000万円余りお金がたくさん残っているという、それも初年度からしてそのように変わってきておるわけでありまして、これは経営努力をしたとかいいような面に解釈するのと、それから長期の計画を

つくるときにはできるだけ厳しい計画に作って、水道料金の値上げ意識につなげていこうかというふうな、そんなふうにならないようにしてほしいもんだと思うんですが、初年度からこれだけの数字の差が出てきてまいっております。収入につきましても違ってきておりますし、支出についても若干違っておりますが、いずれにしても資金残高が1億8,000万円ほど増えているという、スタートからそうでありますから、今後の計画をまた作るに当たって、計画作りばかりにお金をかけても実際どうなるのかというふうなことも大変心配であります。とりあえず今後10年間は値上げをせずにやっていけるとい、そういうふうな答弁として受けとめさせていただいてよろしいですね。

上下水道事業管理者 課長が答弁したとおりでございますけれども、その留保資金が増えているということにつきましても、今後も大規模事業を予定しております、そういった中では今、財政計画で見えておりますよりも、やはり実際の事業費というのは膨らんできている傾向もございますので、そういった中で値上げもせずにやっていくような努力をしていきたいと思っております。

小林 博議員 答弁としてはそういう答弁をしたいということになるんでしょうけれど、これは答弁する側と私との立場の違いがそういう言葉にお互いになるんですけれど、ぜひ福崎町の水道が町民が安心して利用できるように続けていってほしいというふうに思うんです。

次に、農業施策ということで入りますが、これも決算のときにも若干お聞きをしたんですが、昨年の9月議会でもち麦の問題をお聞きして、新品種の方角づけの問題とかお聞きをしてまいりました。それらが今後、もち麦が福崎町の農業施策の中でどのような位置づけと、どれだけ増やしていこうという目標になっておるのか、わかりましたらお聞きをしたいというふうに思います。

農林振興課長 もち麦につきましては、福崎町の特産品として町内外において定着しております。もち麦の生産につきましては、平成30年度産の作付は43ヘクタールで、転作品種の割合でいきますと、その他野菜の18%、小麦の15%に次ぐ11%で第3位となっております、農業施策の柱の一つとしても位置づけられております。

今後の面積なんですけれども、やはり非常に作るのが難しいというような状況もあります。また、その品種に適応した農地を選定するような問題もありまして、平成31年度につきましては、もう少し面積が減ってまいりまして35ヘクタールということになっております。35ヘクタールで70トン生産を目標としております。それから新規品種につきましては、今年度、国のほうで正式な登録が予定されておりました、31年度産につきましては、まず0.5ヘクタール、5,000平方メートルで生産しようという計画となっております。

小林 博議員 作付面積だけを聞きますと、だんだん縮小の方向になっておるような気がするんですね。50ヘクタールくらいやったのが縮小の方向なんですけれど、これはこういうことなんですね。

新品種などは、次に書いております6次産業の取り組みの状況と目標等も含めて新品種の作付が0.5ヘクタールくらいでずっと進んでよいのか、それが新品種で6次産業化ということで、春日ふれあい会館に施設を整備したというふうなことから言えば、若干寂しいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

農林振興課長 新規品種につきましては、一応、31年度産は0.5ヘクタール、その次は1ヘクタールと増やしていく予定としておりますけれども、6次産業化の中でどれくらい新規品種が受け入れられるかというのも見極めながらということになります。

それから、現行の品種につきましては、やみくもに面積を増やしても、その土地の収量がかえって減るというような結果にもなっておりまして、適地適作でいい品種のものを高収量でつくりたいというふうに考えております。

議長 一般質問途中でありますけれども、暫時休憩とりたいと思います。
再開につきましては１３時からということで、よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前 １１時 ５８分

再開 午後 １時 ００分

◇

議長 それでは、再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小林 博議員 ６次産業の取り組みについての状況と、それから目標についてお聞かせいただきたいと思います。

農林振興課長 ６次産業化の取り組みに関しましては、平成２７年度から現在までで５種を新たに開発しております。平成２７年度は板坂営農がそのまんもち麦飯、高橋営農がもちむぎポンッ！、平成２９年は西治営農がもち麦パンケーキミックス、もちむぎ会がもちむぎドレッシング、〇〇〇氏がもち麦入り納豆を開発しております。旬彩蔵を中心に販売を行っているところであります。その他、ふるさと納税の返礼品としても登録していただいて、一部は商品とセットで送り出しております。

また、平成２９年に春日ふれあい会館の倉庫等を加工室に改修しまして、精麦機と製粉機を設置し、厨房についてもドライ化を行って、衛生面を向上させました。そこで、農家等で生産・加工・販売までの６次産業化に取り組むことができるような環境整備を行っております。

１年に１商品というのを目標はあえて設定しておりませんが、生産者が６次産業化に取り組むことによって所得の向上や雇用の創出につながって、創意と工夫でみずから手がけた商品が売れることによって、原材料にもち麦の品質とか収穫量の向上につながることを期待しております。

小林 博議員 目的と趣旨は非常にいいわけですが、まだ年数が少ないとはいえ、現在の金額で言えばどの程度になっておるのでしょうか。そういう面での目標等があれば、またお聞かせください。

農林振興課長 板坂営農のそのまんもち麦飯につきましては、平成２９年度につきましては売り上げが７６万円ございました。もちむぎポンッ！につきましては平成２９年度の売り上げが１１８万円ございました。大体１００万円程度の売り上げを目標に頑張っていたらと考えております。それから、２９年度に開発しまして、まだ出て間がないんですけれども、もち麦パンケーキミックス、西治営農ですけれども、３０年８月ぐらいまでですけれども９万円の売り上げがございました。もちむぎドレッシング、これはもちむぎ会でありますけれども、これについても９万円。もち麦入りのかっぱ納豆につきましては、〇〇〇氏が売っておりますけれども１２万円の売り上げがございました。また、もち麦のパンケーキミックス粉につきましては、神戸医療福祉大学のレストランのほうでもメニューとして使えないかということで連携も行っております。これらについても売り上げをもうけとして営農組合の収入として上がるように努力していただいております。

小林 博議員 いずれにしても、維持するということも大変重要であり、努力も要すると思いますけれども、今、観光の問題も含めて一生懸命福崎町の活性化のために町全体としても取り組んでおる時期でもありますし、これまでもち麦を町政の一つの

大きな柱として位置づけてきたという観点から言っても、なるほどと思うような方向づけになるように努力を求めているというふうに思います。

次に、ほ場整備の進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

巷間、いろいろ苦労話等もお聞きをしますので、現在の当局の報告できる高岡福田のほ場整備等について、あるいは山崎などはあとどんなふうに進んでいくのか等についても、予算の獲得状況も含めて、あるいは組織の状況も含めてお聞かせいただきたいと思います。

農林振興課長 まず、高岡福田地区の進捗状況についてであります。現在、実施設計中で、各地区からの要望とか整備方針の確認と並行して水路の底の高さ、農地の高さ、土砂の移動等の算定を行っております。埋蔵文化財発掘の本調査がない区域を選定して、重点的に作業を進めていくところでありまして、今年度は当初予算の配分が少なく、工事着工は今のところ難しいと考えております。

2月の補正予算につきましては、県のほうで1億2,000万を要望しているというふうに聞いております。31年度の当初予算の配分にもよりましますけれども、できるだけ早期に工事着手に向けて努力しております。今年度は、実施設計のほかに換地業務を進めておりまして、換地設計の基準案の策定を土地改良区と協議を重ねて進めております。

また、桜、長野、神谷の3地区においては、工事後の農地につきまして、耕作する担い手として3地区にまたがる営農組織の設立の準備を行っております。各地区の営農組織と広域の営農組織、それぞれの役割とか営農経過について調整を進めているところです。

加えて、整備後はやはり主要となるのは、水稻と麦の作付になります。そのほかにキャベツなど収益性の高いと言われる野菜の栽培も行う予定としておりまして、野菜部会をつくって平成28年度から今年度で3年目になるんですけれども、実験的にキャベツの栽培等も行っております。

また、山崎地区の進捗状況ですけれども、山崎地区につきましては、面積は約35ヘクタールで、事業費は9億円となっております。地権者は約190名で、今年平成30年から31年にかけては助成事業の概要書の作成のための調査設計と地形図の作成、それから換地設計の基準書の案を作成を今行っております。山崎地区につきましては、その後、32年度に地権者の同意等の聴取、33年にはほ場整備事業の採択申請、34年には土地改良区の設立と実施設計の着手で、早ければ35年に工事の着手ができないかという、そういった予定で進めております。

小林 博議員 それで、また高岡福田については、1年くらいは遅れるというふうに理解してよろしいですか。

農林振興課長 予定では今年度、工事着手でしたけれども、約1年間遅れるというふうに今のところ考えております。

小林 博議員 農業問題、大変難しい課題でありますし、現在の国の農業施策に合わせてのほ場整備ということになっておりますので、なおさら難しいさまざまな問題があるろうかというふうに今想像をいたします。それだけに、各農家の方々から私たちが聞くのもいろんな話を聞くという状況でありまして、進捗状況について見通しについてお聞かせをいただいたということでございます。慎重な取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、教育問題と書いてありますが、これは今までよく質問が出尽くした課題でありますので簡単にしますが、空調機の設置状況であります、報道によれば今年度一気にやるんだというそういう自治体もあるわけですね。福崎町は、

1、2年生と中学3年生というふうな計画のようでありますけれども、もっと一気にやろうというふうな計画にはならないのでしょうか。

今年の6月くらいに来年度予算の編成に当たってのアンケート等を文科省が実施したというふうな話も聞いております。公立学校施設の老朽化対策を中心とした教育環境の改善から安全対策と防災機能強化の推進というふうに改めて防災機能、防災等の中に空調機も入るわけですが、空調とかトイレとかそういうふうなことに重点を置いた整備にするという文科省の方針が変わったというふうに聞きますし、そういう立場で来年度予算の概算要求もされておるといふように聞くわけですね。そういう意味から言えば、福崎町の方針というのはちょっと遅れをとることにならないのかというふうに思うんですが、いかがですか。

学校教育課長 福崎町におきましては、現在行っております空調機の実施設計、こちらにつきましては夏のかかりから着手しておると、他市町のほうで今年度一気にと言われていたところでもまだ施設計にかかっておられないところも多いようにも聞くところでございます。また、福崎町がこれも今年進めております長寿命化計画の策定、こちらにつきましては、県下ではまだ昨年度の段階では2市町しかまだ定めておらないと。この計画を定めることで空調の設備、また長寿命化改良事業におきまして一定のアドバンテージが得られるということも伺っておりますので、それらも含めて計画的に進めておるところでございします。

小林 博議員 それでは、空調機とかトイレとか何年計画でやろうということになるんですか。

学校教育課長 昨日の牛尾議員様のご質問にも答弁させていただいた内容ともなりますが、小学校低学年、中学校3年については来年度、できるだけ早い時期にと。それ以降については長寿命化計画の中で事業費を含めて計画を策定していくということとでございします。

小林 博議員 それは何回も聞いとんどすけどね、もう前々から。特にこの空調機とかトイレとか、そういう防災機能に関するものについては国が優先して力を入れるという方向に変わってきたということでありますから、特に聞いておるわけです。これ、長寿命化計画と言われますが、これは何年計画ですか。

学校教育課長 何年間で整備をしていくということは、これから定めていくということになります。

小林 博議員 そういう話を聞くと、何かしらちょっと心もとないなという感じが正直するんですけどね。もう少しこの一気にいかないもんですかね。一気にやろうというその意気込みぐらいいは示してもらえないですかね。国がやろうと言っているときにそれに乗っからないと損だという部分もあるんじゃないんですか。遅れるという部分も。

町長 言われることはよくわかります。そういったような形の中で国の動向を見極めながらといったような事柄は担当課長の申し上げたとおりであります。今、小林議員が言われましたような意気込みは私どもも持っているわけでありましてけれども、今議会でいただきました一般質問の中の要望の中にもこの長寿命化計画また空調機設備といったような関係も非常に多かったわけでありましてけれども、それ以外にも災害対策でありますとかそういったような事柄もいただいております。どれを選択していくのかといったような大きな問題もございしますので、それぞれの所管の委員会に諮りながら、その方向性を定めていきたいと、このように思っております。

小林 博議員 そうですか、長寿命化計画というのは何年間という、そういうものはないんですか。年次計画というのはつくらないんですか。

学校教育課長 年次計画というものは、計画の中で策定してまいります。

小林 博議員 それなら全体として何年間の計画にするんですか。先ほど年限がないんだというふうにおっしゃったように思うんですが。

学校教育課長 国のガイドラインの中では30年先を見据えて計画を策定して、おおむね5年ごとの見直しということになっております。

小林 博議員 現在問題のあるところは何年間で直すという、例えば5年間で直していこうという、そういう計画ということではないんですか。

学校教育課長 校舎の単位ごとに急ぐところから改修を、校舎全体としてやっていくというものでございます。

小林 博議員 前にやったこの長寿命化計画を立てるに当たって事前にやった調査報告というのは見たことがありますけれど、それならもうそのレベルでもいいんじゃないかという気がしますけどね。各施設の問題というのはずっと列挙してありましたからね。年限区切っても計画を立てないという、30年というふうなスパンで、そして必要なものからというふうにやるんなら、長寿命化計画要らないんじゃないんですか。今、調査した各施設の問題点全部出しとるその資料があれば、それでいいんじゃないんですか。

学校教育課長 国のほうでその長寿命化計画の構成というものが決まっております、その中では大きく7つの項目を定めるようにというふうになっております。昨年度、実施したところといいますのは、その中の対象施設等の実態把握ということで、老朽化度の調査、それから運用活用状況の実態把握というようなことをやっておりまして、ほかの6項目については今年度策定をするということになっております。

小林 博議員 何でこういうことをほかの議員さんも質問されたのにまたしつこく言うかといいますとね、例えば福崎小学校の北校舎、古いんですね。あれね。トイレなんて本当に今行ってもよく傷んでいるし、臭うんですわ。この問題を議会で取り上げてから何年になります。もう亡くなった志水課長が学校教育課長で座ったそのころから長寿命化計画と言っていますよ。一体いつになることやらわからんから聞きよんです。トイレいうたら長寿命化の中でとかおっしゃって、本当にこれじゃ環境よくなりませんけど。

それから、防災の避難所になるようなところだから学校の空調とかトイレとかいうのは優先してやろうというふうになったと、この文科省からの流れて出る資料には書いてある。そういうことならもうちょっと力を入れた計画にしてほしいですね。

以上です。終わります。

議長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後1時19分